

業務部速報

発信者》JREU
仙台地本業務部 / 湯ノ目
〒983-0852
仙台市宮城野区榴ヶ岡1-4-3
TEL 022-297-0155
FAX 022-291-3070
JR 031-3981~3
FAX 031-3980
2018年 5月 23日

仙台地本申24号 「保線部門におけるメンテナンス体制の最適化について」に 関する申し入れを提出しました！

JR東労組仙台申第24号
2018年 5月23日

東日本旅客鉄道株式会社
執行役員
仙台支社長 坂井 究 殿

東日本旅客鉄道労働組合
仙台地方本部
執行委員長 皆本 起 良

「保線部門におけるメンテナンス体制の最適化について」に関する申し入れ

「保線部門におけるメンテナンス体制の最適化」については、本部・本社間において提案されて以降、解明交渉と基本交渉が行われ、施策の概要と細部等が明らかとなりました。また、4月26日、地方提案を受け、運用場面についても明らかになってきています。

保線部門は、列車の安全な運行に欠かせない設備の保守を担っており、受け持つ設備の殆どは一重系であるため、そのミスは重大事故につながりかねません。今回の提案内容は、設備21施策を踏まえた鉄道安全の根幹に関わる重要な部分に踏み込むものであり、慎重さと準備、実施後の想定が求められると認識しています。また、レール破断や、過避遅延、線路閉鎖の取扱い誤りの事象などが発生していることが現実としてあり、技術継承・技能伝承の必要性が高まっています。社会全体で急激な少子高齢化社会の中、生産年齢人口が減少しようとしている最中、安全・命を価値軸に判断できる技術者を育成・確保していかなければ、現場における働き甲斐が実感できなければ、鉄道の安全は守れないと確信しています。

現状と想定される社会状況を踏まえ、安全確保と輸送品質の維持・向上のためには、仕事のあり方を見つめ直す必要があることに異論はありません。しかし、今施策によって、保線業務の基礎がある閑散線区における検査業務の殆どをパートナー会社に任せること、線路状態を総合的に判断する線路総合巡視を減らすこと、これらによる懸念をいかに払拭・克服するかが、今施策の課題であると認識しています。

将来にわたる安全・安定輸送の確保と、その先の安心を確立できる保線部門を創るために、下記のとおり申し入れます。つきましては、誠意ある回答を求めます。

記

【共通】

1. 今施策におけるメリットと、今施策を実施しない場合のデメリットを明らかにすること。また、標準数見直しとなる根拠を明確にすること。
2. 仙台支社管内における設備21施策で実施するとされた設備改良の進捗、設備管理システムのデータや図面の精度について、この間の現状と課題、今後のスケジュールを明らかにすること。関連し、安全かつ効率的な設備、体制、環境を整えること。
3. 各保線技術センターの体制と担当区域を具体的に明らかにすること。各科の標準数、出向者数と期間に関して、明らかにすること。尚、問題が発生する場合は是正・見直しを行うこと。

4. 今施策後の責任当番の実施方法を明らかにすること。
5. 今施策における、業務内容の変更、マルチの運用計画の変更の有無を明らかにすること。
6. 今年度内JR本体で実施している6月期実施基準月の検査、及び、巡視について未実施の場合、パートナー会社に移管する場合の取扱いについて明らかにすること。また、7月以降の施工通知の発行時期について明らかにすること。
7. 今施策に関連し、災害警備における対応の考えを明らかにすること。

【線路設備モニタリングによる新たなメンテナンス手法の導入に関して】

8. 仙台支社管内でのモニタリング装置の現時点における各線区の具体的な導入のスケジュールと、各装置の機能と設置数と業務内容の変更等について、明らかにすること。また、メンテナンス方法を明らかにすること。
9. モニタリング装置の取扱いに関しての教育方法、教育対象者を明らかにすること。
10. モニタリング装置の本実施時への移行の行い方を明らかにすること。実施後においても不測の事態を想定し、現在員措置を継続すること。

【閑散線区の保守業務の見直しに関して】

11. 閑散線区の保守業務の見直しに関して、パートナー会社が実施する徒歩巡視の契約内容を明らかにすること。
12. 認定線路技術者制度について、認定者数や進捗状況、具体的業務内容について明らかにすること。
13. 移管される検査巡回等でパートナー会社の受注能力により検査の期ずれが発生した場合の対処方法について明らかにすること。
14. 閑散線区の冬期における投排雪保守用車等の申し込み、関係箇所との打ち合わせ等はエリアセンターで行うのか明らかにすること。
15. エリアセンターにおける除雪での保線技術センターからの助勢時の教育や体制、具体的業務内容を明らかにすること。
16. エリアセンターにおける設計協議の行い方を具体的に明らかにすること。
17. エリアセンターと関連する職場におけるダイヤの授受の行い方を明らかにすること。

18. 今施策により、パートナー会社のエリア変更があるのか、明確にすること。業務の移管に伴い、問題が発生しないように調整すること。

【保線部門の技術支援体制の再整理に関して】

19. 保線部門の技術支援体制の再整理に関して、考え方と体制・具体的業務内容を明らかにすること。また、技術継承・技能伝承が出来る体制・業務運営とすること。

【共通】

20. 今施策に関連し、問題や課題が発生した場合は、原因を究明し、変更や見直しを行うこと。

以上

将来にわたって
安全・安定輸送の確保と
その先の安心を確立出来る
保線部門をつくるために
職場から議論を巻き起こそう！